



滋賀県・一般社団法人滋賀経済産業協会・ハノイ工科大学による三者覚書

滋賀県(以下「甲」という。)、一般社団法人滋賀経済産業協会(以下「乙」という。)、およびハノイ工科大学(以下「丙」という。)の三者は、協議の上、採用、就職支援および学生サポートに関して、以下の内容で三者覚書(以下「本覚書」という。)を締結するものとする。

甲:

県名 : 滋賀県
所在地 : 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
電話 : 077-528-3993
代表者 : 滋賀県知事 三日月 大造

乙:

法人 : 一般社団法人滋賀経済産業協会
所在地 : 滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが 21 5階
電話 : 077-526-3575
代表者 : 会長 石井 太

丙:

大学名 : ハノイ工科大学
所在地 : No 1, Dai Co Viet Street, Hai Ba Trung District, Hanoi, Vietnam
電話 : +84-243-869-2222
代表者 : President Huynh Quyet Thang

第1条 目的

甲、乙および丙は、平等と相互尊重の原則に基づき、また日本・ベトナムの法令に従い、および本覚書について十分考慮し、ベトナム人材の採用や就職支援および学生サポートに関する協力関係を促進する。

第2条 協力事項と役割

甲、乙および丙は、双方協議の上、以下の協力の推進を目指すものとする。また、協力事項ごとの甲、乙および丙の役割は付録書のとおりとする。

- 2.1. 採用・就職支援について
 - 1) ジョブフェアの開催
 - 2) 企業単独イベントの開催
 - 3) 滋賀県企業の求人情報提供
- 2.2. 学生サポートについて
 - 1) 定期情報交換
 - 2) 採用企業によるフィードバック
 - 3) インターンシップ受入支援
 - 4) 企業による公開講座の実施
 - 5) 日本語教育講座の実施
 - 6) 企業による課外活動サポート

第3条 費用負担

協力事項ごとに発生する費用負担は、三者合意の上決定するものとする。

第4条 有効期限

本覚書の有効期限は、2021年11月12日から2025年3月31日までとする。その後においては、両者のいずれかが、失効日の3か月前までにこの協定を終了させる旨の書面による通知をしない限り、有効期限の終了日から1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

第5条 法令遵守

甲、乙および丙は、本覚書の履行に際し、ベトナムおよび日本の関連法令を遵守し、協力して個人情報や企業の機密情報を保護する。

第6条 言語および謄本

本覚書は、英語と日本語とベトナム語で各3通を作成し、甲、乙および丙が記名の上、各1通を保有する。解釈に相違が発生する場合は、英語を優先するものとする。

2021年11月12日

甲：
滋賀県

乙：
一般社団法人
滋賀経済産業協会

丙：
ハノイ工科大学
TRƯỜNG
ĐẠI HỌC
BÁCH KHOA
HÀ NỘI
学長 Huỳnh Quyết Thắng

三日月大造

知事 三日月 大造

石井太

会長 石井 太



[付録書]

採用・就職支援および学生サポートに関する三者覚書に関する協力事項と役割について、甲、乙および丙の役割は以下のとおりとする。

1. 採用・就職支援について

1) ジョブフェアの開催

ハノイ工科大学内にて、滋賀県内企業とハノイ工科大学等の学生、卒業生を対象にしたジョブフェアを開催し、滋賀県内企業への就職を促進する。

甲: ジョブフェア開催に係る運営

乙: ジョブフェア出展企業の募集

丙: 会場提供、ジョブフェア参加対象学生等への広報活動

2) 企業単独イベントの開催

ハノイ工科大学内にて、滋賀県内企業とハノイ工科大学の学生、卒業生を対象にしたセミナー、就職イベント等を開催し、個別採用面談を促進する。

甲: イベント開催に係る運営

乙: イベント実施企業の募集

丙: 会場提供、イベント参加対象学生等への広報活動

3) 滋賀県企業の求人情報提供

滋賀県内企業の求人情報を、定期的にハノイ工科大学の学生に開示する。

甲: 求人情報提供に係る運営

乙: 求人企業の募集

丙: 学内等における求人情報の掲載

2. 学生サポートについて

1) 定期情報交換

滋賀県の企業ニーズとハノイ工科大学の学生情報に関する定期情報交換を実施する。

甲: 事務局

乙: 情報交換会への参加

丙: 情報交換会への参加

2) 採用企業によるフィードバック

ハノイ工科大学の教育の質に関する評価とアドバイスを実施する。

甲: 情報取次

乙: 企業の意見収集

丙: 教育への反映

3) インターンシップ受入支援

滋賀県内企業にてハノイ工科大学の学生をインターンシップとして受け入れ、ハノイ工科大学の学生の技術力向上を支援する。

甲: インターンシップ受入に係る運営

乙: インターンシップ受入企業募集

丙: 学生募集に係る広報活動

4) 企業による公開講座の実施

滋賀県内企業によるハノイ工科大学の学生に対する公開講座を行い、企業と学生の交流を促進する。

甲: 公開講座実施に係る運営

乙: 公開講座実施企業募集

丙: 公開講座対象学部を選定と受講対象者調整

5) 日本語教育講座の実施

ハノイ工科大学の学生を対象に、ハノイ工科大学内にて日本語教育を行う。

甲: 日本語教育講座実施に係る運営

丙: 会場提供、教育体制提供、受講者募集に係る広報活動

6) 企業による課外活動サポート

ハノイ工科大学が滋賀県内企業から学生への奨学金の提供や学生の課外活動のサポートを受けるための協力活動を実施する。

乙: 企業向け広報活動

丙: 課外活動の運営

以上